

## 5 既存不適合機械等更新支援補助金

労働安全衛生法に基づく構造規格の改正時に設けられた経過措置により最新の構造規格の適用が猶予された既存の機械等を所有する中小企業等を補助するものであり、高水準の安全性を有する機械等の普及を目的としています。補助対象は以下のとおりです。

- ①移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等
- ②墜落制止用器具の規格に適合していない既存の安全帯の、フルハーネス型墜落制止用器具への買い換え

### 対象となる措置

本補助金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業場等が、次の1または2の措置を実施する場合に交付を受けることができます。

#### 1 移動式クレーンの過負荷防止装置

移動式クレーン構造規格に規定する過負荷防止装置を備えていない既存の移動式クレーン（3t未満）の改修・買い換え等

※過負荷となった場合に警報を発し、かつ停止する機能を有し、（一社）日本クレーン協会規格 JCAS2209-2018に適合するものに限りです。

#### 2 安全帯（墜落制止用器具）

墜落制止用器具の規格に適合していない既存の安全帯の、フルハーネス型墜落制止用器具への買い換え等

※次の追加安全措置のうち2項目以上に適合するものに限りです。

- ・背中X字腿V字型
- ・2本ランヤード又は追加の補助ロープ（ランヤード+ロープ）
- ・サスペンショントラウマ防止ストラップ
- ・ロック装置付き巻取器
- ・ワンタッチバックル
- ・反射板等

### 対象となる事業主等

本補助金の交付を受ける事業者は、次の1及び2のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- 1 下表のA又はBのいずれかに該当する事業主であること。また、労働者災害補償保険等に加入していること。

業種	A. 資本または出資額の総額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 2 労災保険に特別加入している個人事業者（労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用が受けることとされた者）

**注意** 次のいずれかに該当する事業主は対象となりません。

- 1 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていること。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合には、この限りではない。
- 2 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていること。
- 3 申請者が暴力団である、申請者の役員等が暴力団員である、又は、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていること。

## 補助額

本補助金は、補助の対象に応じて、下表の補助金が交付されます。

補助対象	補助額	上限
①移動式クレーンの過負荷防止装置	500,000円まで (補助率1/2)	同一申請者あたりの補助額の合計は150万円
②安全帯（墜落制止用器具）	10,000円まで (補助率1/2)	同一申請者あたりの補助額の合計は30万円

## 交付手続

### ① 募集期間内に、ホームページから間接補助金システムに入力し申請

(注意) フルハーネス型墜落制止用器具について、補助対象経費（見積額）が20万円未満の場合には、支援小売店を通じて申請します。

### ② 申請者番号が発行されるので、申請書・添付書類を提出

### ③ 審査

(注意) 本補助金は、申請者すべてに交付されるものではありません。

事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を委員会で審査した上で、競争的に交付します。なお、審査基準は公表されます。

### ④ 交付決定（不交付決定）

### ⑤ 購入

(注意) 所定の期日内に、申請対象機械等を購入します。

申請前にすでに購入してしまった機械等に対しては、補助金は交付されません。

### ⑥ 実績報告書類・添付書類を提出する

### ⑦ 交付額確定

### ⑧ 間接補助金の交付

## 利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類など詳細については、補助事業者へお問い合わせください。

(URL)

補助事業者等に関する情報は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03667.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03667.html)